

無線局免許承継申請書（届出書）

令和〇年〇月〇日

総務大臣 殿

- 電波法第 20 条第 1 項、第 7 項若しくは第 8 項又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第 9 項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。（無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続）
- 電波法第 20 条第 2 項、第 4 項（分割に係る部分に限る。）若しくは第 5 項（合併に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続）
- 電波法第 20 条第 3 項、第 4 項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第 5 項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者又は特定地上基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続）
- 電波法第 20 条第 4 項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第 5 項前段（他人の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第 10 項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続）

記

1 申請（届出）者

住 所	都道府県一市区町村コード []	日本産業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県及び市区町村コードにより該当するコードを記載。（不明の場合は記載不要）
	〒 (-)	
※申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。		

氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○○
法人番号	

2 承継に係る無線局

① 識別信号	呼出符号又は名称
② 種別	地上一般放送局
③ 免許の番号又は予備免許通知書の番号	○○第○○○○○号
④ 免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤ 免許の有効期間	令和○年○月○日

※エリア放送を行う無線局は、電波法第5条第2項各号に掲げる無線局には該当しないことから、該当しないにチェック

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類（法第5条第2項各号）	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない
外国性の有無	国籍等（同条第1項第1号から第3号まで）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	代表者及び役員の割合（同項第4号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	議決権の割合（同号）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
相対的欠格事由	処分歴等（同条第3項）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※それぞれ内容を確認し、「有」又は「無」にチェック

4 各手続に係る個別事項

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名
- ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日
- ③ 合併又は分割の理由
- ④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ⑤ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑧ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

- ① 謾受人が事業を譲り受ける年月日

- ② 事業の譲受けの理由
- ③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由
- ④ 事業計画（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑤ 事業収支見積り（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑥ 無線局の運用費の支弁方法（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）
- ⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力（基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）の場合に限る。）

□無線局免許手続規則第 20 条の 3 の 3 に関する手続

- ① 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- ② 事業の譲渡し（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受け（法第 20 条第 5 項前段の場合）の理由
- ③ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業計画
- ④ 譲渡人（法第 20 条第 4 項後段の場合）又は譲受人（法第 20 条第 5 項前段の場合）の事業収支見積り
- ⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
- ⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

5 添付書類

(1) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 に関する手続

- 免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
- 相続人が 2 人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第 20 条の 3 に関する手続

添付した書面に応じて、該当する項目の□に印を付けること。

- 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）
- 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3) 無線局免許手続規則第 20 条の 2 の 2 に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

- 譲受人が法人であるときは、その定款
- 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

(4) 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 譲渡人が法人であるときは、その定款
- 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6 申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

- 法第5条第2項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。

なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、3の欄への記載及び別紙の提出を要しない。

ア 議決権に関する事項

区分	株式数（株）／議決権の数（個）	比率(%) (F)
発行済株式の総数(A)		申請者が株式会社である場合に記載すること。
議決権の総数(B)		申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。
日本の国籍を有する者(C)		日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。
日本法人(D)		法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体（国又は地方公共団体を含む。）を記載すること。
外国法人等(E)		外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

- 最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。）の状況について記載すること。
- (F)の欄は、(B)に記載した株式数又は議決権の数に対する(C)、(D)又は(E)の比率を記載すること。この場合において、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- 議決権比率を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

イ 代表者

フリガナ 氏名	住 所	役 名	日本の国籍の有無	備 考
			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

- ・法人又は団体にあつては、代表者が複数名選任されている場合は、全員について記載すること。
- ・株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか、代表者予定者については代表者就任承諾書を添付すること。

ウ 役員

役員の総数	名(A) (代表者)	名、その他役員	名)
役員の総数のうち、日本の国籍を有しない者の人数		名(B)	
外国人等役員比率	% ((B)/(A))		

- ・外国人等役員比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記載すること。
- ・役員名簿及び役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

～ 申請前にご確認ください ～

1. 電波法第二十条第二項に基づく免許承継とは次の場合が該当します。
 - 免許人たる法人が合併する場合であって、合併後存続する法人若しくは合併により新たに設立された法人へ免許を承継する場合。
 - 免許人たる法人を分割する場合であって、分割により事業を承継する法人へ免許を承継する場合。ただし、この場合の分割とは無線局をその用に供する事業の全部を承継させる場合に限ります。
 2. 申請許可後の手続き
 - 電波法第二十条第二項により免許人の地位を承継した場合は、遅滞なくその事実を証する書面を添えてその旨を届け出てください。届出が確認できましたら新たな免許状を発給いたしますので、旧免許状は返納してください。なお、免許承継後、直ちに変更申請を予定されている場合は、免許承継申請と同時に変更申請を提出することも可能ですのでお問い合わせください。
 3. 免許承継をともなわない法人合併等における免許人名の変更
 - 一例として、免許人たる法人が他の法人を吸収合併した後、社名を変更する場合が該当します。この場合には変更申請を行ってください。
- ## ～ 申請書記載の注意点 ～
- 注1 住所について法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注2 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- 注3 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。
- 注4 法人又は団体の場合は、代表者役職名及び氏名を記載すること。ただし申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為を持って設立された法人の場合は、代表者氏名の記載を要しない。